介護報酬改定の概要（平成30年４月１日実施）

介護報酬は平成30年４月に改定が予定されています。
団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて，国民１人１人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう，平成30年度介護報酬改定により，質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進することとされています。
平成30年度介護報酬改定の改定率は＋0.54％となっています。
以下，医療系のサービスを中心に，改定の主なポイントと各サービスの具体的な単位数をまとめます。

Ⅰ　改定の主なポイント

１．地域包括ケアシステムの推進	２．自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
■中重度の要介護者も含め，どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備 **【主な事項】** ○医療・介護の役割分担と連携の一層の推進 ○医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設 ○中重度の在宅要介護者や，居住系サービス利用者，特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応 ○認知症の人への対応の強化 ○口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進 ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 ○地域共生社会の実現に向けた取組の推進	■介護保険の理念や目的を踏まえ，安心・安全で，自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現 **【主な事項】** ○リハビリテーションに関する医師の関与の強化 ○リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充 ○外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進 ○褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設 ○身体的拘束等の適正化の推進 ○通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
３．多様な人材の確保と生産性の向上	**４．介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保**
■人材の有効活用・機能分化，ロボット技術等を用いた負担軽減，各種基準の緩和等を通じた効率化を推進 **【主な事項】** ○ＩＣＴを活用したリハビリテーション会議への参加 ○生活援助の担い手の拡大 ○介護ロボットの活用の促進 ○定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和 ○地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し	■介護サービスの適正化・重点化を図ることにより，制度の安定性・持続可能性を確保 **【主な事項】** ○集合住宅居住者への訪問看護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等 ○サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し ○長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し ○通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等 ○福祉用具貸与の価格の上限設定等

Ⅱ　介護報酬（平成30年４月実施新単位数）

※医療系サービスを中心に抜粋（介護予防サービス等を除く）。表中の▲は減算を意味する。

１．居宅サービス

①　訪問看護

	20分未満※	30分未満	30分以上１時間未満	１時間以上１時間30分未満
訪看 ST	311単位	467単位	816単位	1,118単位
病院・診療所	263単位	396単位	569単位	836単位

※「20分未満」については，訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている訪問看護事業所であって，居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の訪問看護が週１回以上含まれている場合に算定

訪看STのPT・OT・ST	296単位/回　※１日に２回を超えて行った場合，所定単位数の90/100相当を算定

定期巡回・随時対応型と連携して訪問看護を行う場合	2,935単位/月（要介護１～４） 3,735単位/月（要介護５）	※医療保険の訪問看護を行う場合▲97単位/日

【加減算】

項　目	単　位	備　考
准看護師による場合，訪看 ST 及び病院・診療所は所定単位数の90/100相当，定期巡回・随時対応連携型は所定単位数の98/100相当を算定		
以下の利用者にサービスを行う場合は，減算となる（定期巡回・随時対応連携型除く） ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ・居住する利用者の人数が１月あたり50人未満の場合，所定単位数の90/100相当を算定 ・居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合，所定単位数の85/100相当を算定 ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 ・当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合，所定単位数の90/100相当を算定		
夜間加算（午後６時から午後10時まで）	所定単位数の25/100	定期巡回・随時対応連携型除く
早朝加算（午前６時から午前８時まで）	所定単位数の25/100	定期巡回・随時対応連携型除く
深夜加算（午後10時から午前６時まで）	所定単位数の50/100	定期巡回・随時対応連携型除く
複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）	254単位/回	２人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合　定期巡回・随時対応連携型除く
複数名訪問加算（Ⅰ）（30分以上）	402単位/回	
複数名訪問加算（Ⅱ）（30分未満）	201単位/回	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合　定期巡回・随時対応連携型除く
複数名訪問加算（Ⅱ）（30分以上）	317単位/回	
１時間30分以上の訪問看護	300単位/回	特別な管理が必要な利用者に対して
特別地域訪問看護加算	所定単位数の15/100	
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10/100	
中山間地域等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の５/100	
緊急時訪問看護加算（訪看 ST）	574単位/月	
（病院・診療所）	315単位/月	

特別管理加算（Ⅰ）	500単位/月	特別な管理が必要な利用者に対して
特別管理加算（Ⅱ）	250単位/月	
ターミナルケア加算	2,000単位/死亡月	死亡日及び死亡日前14日以内に２日以上ターミナルケアを行った場合※
初回加算	300単位/月	
退院時共同指導加算	600単位/回	退院（所）につき１回（特別な管理を必要とする場合２回）。初回加算と併算定不可
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	１月１回限り
看護体制強化加算（Ⅰ）	600単位/月	定期巡回・随時対応連携型除く
看護体制強化加算（Ⅱ）	300単位/月	
サービス提供体制強化加算（訪看 ST，病院・診療所）	6単位/回	看護師等総数のうち，勤続年数３年以上の者30％以上配置
（定期巡回・随時対応連携型）	50単位/月	

※末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して訪問看護を行っている場合にあっては１日以上

②　訪問リハビリテーション（１回につき）

290単位

【加減算】

項　目	単位	備　考
以下の利用者にサービスを行う場合は，減算となる ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ・居住する利用者の人数が１月あたり50人未満の場合，所定単位数の90/100相当を算定 ・居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合，所定単位数の85/100相当を算定 ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 ・当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合，所定単位数の90/100相当を算定		
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15/100	
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10/100	
中山間地域等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の5/100	
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	退院（所）日又は認定日から３月以内（リハマネ加算算定が必要）
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	230単位/月	訪問リハビリテーション計画の定期的な評価，医師の詳細な指示等
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	280単位/月	リハビリテーション計画の作成に関与したPT，OT，STが利用者やその家族に説明し，医師に報告する場合
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	320単位/月	リハビリテーション計画について医師が利用者やその家族に説明する場合
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	420単位/月 ３月に１回を限度	訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを厚生労働省に提出している場合
医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲20単位/回	
社会参加支援加算	17単位/日	リハビリにより利用者の社会参加等を支援した場合
サービス提供体制強化加算	6単位/回	PT，OT，STのうち勤続年数３年以上の者配置

③　居宅療養管理指導　※歯科医師，看護職員，薬剤師，管理栄養士，歯科衛生士等は省略

医師（１月２回限度） ※（Ⅱ）は在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象	居宅療養管理指導費（Ⅰ）	507単位	①単一建物居住者１人に対して行う場合
		483単位	②単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合
		442単位	③上記①及び②以外の場合
	居宅療養管理指導費（Ⅱ）	294単位	①単一建物居住者１人に対して行う場合
		284単位	②単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合
		260単位	③上記①及び②以外の場合

【加算】

特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10/100
中山間地域等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100

④　通所リハビリテーション　※通常規模の事業所（前年度平均利用延人員数750人以内/月）

	１時間～２時間未満	２時間～３時間未満	３時間～４時間未満	４時間～５時間未満	５時間～６時間未満	６時間～７時間未満	７時間～８時間未満
要介護１	329単位	343単位	444単位	508単位	576単位	667単位	712単位
要介護２	358単位	398単位	520単位	595単位	688単位	797単位	849単位
要介護３	388単位	455単位	596単位	681単位	799単位	924単位	988単位
要介護４	417単位	510単位	693単位	791単位	930単位	1,076単位	1,151単位
要介護５	448単位	566単位	789単位	900単位	1,060単位	1,225単位	1,310単位

【加減算】

項　目	単位	備　考
利用定員超過の場合，または，医師，PT，OT，ST，看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の70/100相当を算定		
理学療法士等体制強化加算	30単位/日	専従常勤 PT，OT，ST２名以上配置（１時間～２時間未満のみ）
延長加算	50単位	前後通算　８時間～９時間未満
	100単位	前後通算　９時間～10時間未満
	150単位	前後通算　10時間～11時間未満
	200単位	前後通算　11時間～12時間未満
	250単位	前後通算　12時間～13時間未満
	300単位	前後通算　13時間～14時間未満
リハビリテーション提供体制加算	12単位	所要時間　３時間以上４時間未満
	16単位	所要時間　４時間以上５時間未満
	20単位	所要時間　５時間以上６時間未満
	24単位	所要時間　６時間以上７時間未満
	28単位	所要時間　７時間以上

中山間地域等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の5/100	
入浴介助加算	50単位/日	
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	330単位/月	医師，PT，OT 又は ST が通所開始から１月以内に居宅訪問等
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	850単位/月　※１ 530単位/月　※２	リハビリテーション計画の作成に関与したPT，OT，STが利用者やその家族に説明し，医師に報告する場合
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	1,120単位/月　※１ 800単位/月　※２	リハビリテーション計画について医師が利用者やその家族に説明する場合
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ） （３月に１回を限度）	1,220単位/月　※１ 900単位/月　※２	通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを厚生労働省に提出している場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※３	110単位/日	退院（所）日・認定日から起算して３月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）　※３	240単位/日	退院（所）日・通所開始日から起算して３月以内 週２日限度
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）　※３	1,920単位/月	退院（所）日・通所開始日の属する月から起算して３月以内 月４回以上リハビリテーションを実施
生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※３　※４	2,000単位/月 1,000単位/月	開始月から３月以内 開始月から３月超６月以内
若年性認知症利用者受入加算	60単位/日	
栄養改善加算	150単位/回	月２回限度，３月以内（原則）
栄養スクリーニング加算	5単位/回	６月に１回を限度
口腔機能向上加算	150単位/回	月２回限度，３月以内（原則）
重度療養管理加算	100単位/日	要介護３，４，５に限る（１時間～２時間未満は算定不可）
中重度者ケア体制加算	20単位/日	専らサービス提供に当たる看護職員を１名以上配置等
事業所と同一建物居住者・利用者への送迎分の減算	▲94単位/日	
送迎を行わない場合の減算	片道につき▲47単位	
社会参加支援加算	12単位/日	リハビリにより利用者の社会参加等を支援した場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18単位/回	介護福祉士50％以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12単位/回	介護福祉士40％以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6単位/回	勤続年数３年以上の者30％以上配置
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の47/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の34/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の19/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の90/100	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の80/100	

※１．同意日の属する月から６月以内　　※２．同意日の属する月から６月超　　※３．これらの併算定は不可
※４．生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌月から６月間に限り，同一の利用者に指定通所リハビリテーションを行った場合は，１日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する

⑤　短期入所療養介護（１日につき）

介護老人保健施設	基本型			在宅強化型			その他		
	従来型個室	多床室	ユニット型	従来型個室	多床室	ユニット型	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護１	753単位	826単位	832単位	794単位	873単位	877単位	739単位	811単位	816単位
要介護２	798単位	874単位	877単位	865単位	947単位	951単位	783単位	858単位	861単位
要介護３	859単位	935単位	939単位	927単位	1,009単位	1,013単位	843単位	917単位	921単位
要介護４	911単位	986単位	992単位	983単位	1,065単位	1,069単位	894単位	967単位	973単位
要介護５	962単位	1,039単位	1,043単位	1,038単位	1,120単位	1,124単位	944単位	1,019単位	1,023単位

介護療養型老人保健施設	看護職員を配置			看護オンコール体制		
	従来型個室	多床室	ユニット型	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護１	778単位	855単位	940単位	778単位	855単位	940単位
要介護２	859単位	937単位	1,021単位	853単位	931単位	1,015単位
要介護３	972単位	1,051単位	1,134単位	946単位	1,024単位	1,108単位
要介護４	1,048単位	1,126単位	1,210単位	1,021単位	1,098単位	1,183単位
要介護５	1,122単位	1,200単位	1,284単位	1,095単位	1,173単位	1,257単位

病院	（看護６：１/介護４：１）						ユニット型		
	従来型個室			多床室					
	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ
要介護１	691単位	719単位	709単位	795単位	828単位	816単位	817単位	845単位	835単位
要介護２	794単位	827単位	815単位	898単位	936単位	923単位	920単位	953単位	941単位
要介護３	1,017単位	1,060単位	1,045単位	1,121単位	1,169単位	1,152単位	1,143単位	1,186単位	1,171単位
要介護４	1,112単位	1,159単位	1,142単位	1,216単位	1,268単位	1,249単位	1,238単位	1,285単位	1,268単位
要介護５	1,197単位	1,248単位	1,230単位	1,301単位	1,357単位	1,337単位	1,323単位	1,374単位	1,356単位

診療所	（看護６：１/介護６：１）						ユニット型		
	従来型個室			多床室					
	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ
要介護１	673単位	700単位	691単位	777単位	809単位	798単位	798単位	825単位	816単位
要介護２	722単位	752単位	741単位	825単位	860単位	848単位	847単位	877単位	866単位
要介護３	770単位	802単位	791単位	875単位	911単位	898単位	895単位	927単位	916単位
要介護４	818単位	852単位	840単位	922単位	961単位	947単位	943単位	977単位	965単位
要介護５	867単位	903単位	890単位	971単位	1,012単位	998単位	992単位	1,028単位	1,015単位

※病院・診療所の一部人員基準および経過型短期入所療養介護，老人性認知症疾患療養を有する病院に係る単位数省略

介護医療院・Ⅰ型（療養機能強化型相当）											
	従来型個室				多床室				ユニット型		
	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	左記以外	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	左記以外	（Ⅰ）	（Ⅱ）	左記以外
要介護１	744単位	734単位	718単位	685単位	853単位	841単位	825単位	786単位	870単位	860単位	820単位
要介護２	852単位	840単位	824単位	785単位	961単位	948単位	932単位	888単位	978単位	966単位	920単位
要介護３	1,085単位	1,070単位	1,054単位	1,004単位	1,194単位	1,177単位	1,161単位	1,105単位	1,211単位	1,196単位	1,139単位
要介護４	1,184単位	1,167単位	1,151単位	1,096単位	1,293単位	1,274単位	1,258単位	1,198単位	1,310単位	1,293単位	1,231単位
要介護５	1,273単位	1,255単位	1,239単位	1,180単位	1,382単位	1,362単位	1,346単位	1,281単位	1,399単位	1,381単位	1,314単位

介護医療院・Ⅱ型（転換老健相当）										
	従来型個室				多床室				ユニット型	
	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	左記以外	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	左記以外		左記以外
要介護１	699単位	683単位	672単位	640単位	808単位	792単位	781単位	744単位	869単位	828単位
要介護２	793単位	777単位	766単位	730単位	902単位	886単位	875単位	834単位	969単位	923単位
要介護３	997単位	981単位	970単位	924単位	1,106単位	1,090単位	1,079単位	1,028単位	1,185単位	1,128単位
要介護４	1,084単位	1,068単位	1,057単位	1,007単位	1,193単位	1,177単位	1,166単位	1,110単位	1,277単位	1,216単位
要介護５	1,162単位	1,146単位	1,135単位	1,081単位	1,271単位	1,255単位	1,244単位	1,184単位	1,360単位	1,294単位

・特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 ・特定病院療養病床短期入所療養介護費 ・特定診療所短期入所療養介護費 ・特定介護医療院短期入所療養介護費	３時間以上４時間未満	654単位
	４時間以上６時間未満	905単位
	６時間以上８時間未満	1,257単位

【加減算】

（共通）

項　目	単位	備　考
ユニットケア体制が未整備の場合は所定単位数の97/100相当を算定		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	利用開始日から７日間限度 特定短期入所療養介護を除く
緊急短期入所受入加算	90単位/日	利用開始日から７日間限度 認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可
特定短期入所療養介護の場合	60単位/日	
送迎加算	184単位/片道	
療養食加算	8単位/回	１日３回限度，管理栄養士又は栄養士によって管理

＊１．「認知症専門ケア加算」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」については，施設サービスにおける該当施設の【加減算】を参照（該当項目に◆を付して掲載）

＊２．利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合，30日を超える日以降については算定しない

（介護老人保健施設）

※が付されている項目については，「その他」は算定不可

項　目	単位	備　考
夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は，所定単位数の97/100相当を算定		
定員超過，または，医師，看護職員，介護職員，PT，OT，STの員数が基準に満たない場合は所定単位数の70/100相当を算定		
夜勤職員配置加算	24単位/日	特定短期入所療養介護は除く
個別リハビリテーション実施加算　※	240単位/日	医師等が共同で個別リハビリテーション計画を作成し実施
認知症ケア加算	76単位/日	ユニット型は算定不可，特定短期入所療養介護は除く
重度療養管理加算　※	120単位/日	要介護４，５に限る（療養型老健は算定不可）
特定短期入所療養介護の場合　※	60単位/日	

＊１．「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」「療養体制維持特別加算」「緊急時施設療養費」については，施設サービスにおけるＰ５（①介護老人保健施設・②介護療養型老人保健施設）の【加減算】を参照（該当項目に◆を付して掲載）

＊２．特別療養費：療養型老健において，別に定める項目について（介護療養型老人保健施設を参照）所定単位数に10円を乗じて得た額を算定

（療養病床　病院）

項　目	単位	備　考
定員超過利用・人員基準欠如の減算 ①定員超過，②看護・介護職員の人員基準欠如については70/100相当を算定 ③看護師の員数が看護職員配置基準の20％未満の場合については90/100相当を算定 ④医師の員数が医師配置基準の60％未満の場合については▲12単位または90/100相当を算定		

＊１．「病院療養病床療養環境減算」「医師の配置に関する減算」「夜間勤務体制に関する加減算（夜間勤務等看護については特定短期入所療養介護を除く）」については，施設サービスにおけるＰ７の【加減算】（③介護療養型医療施設・病院）を参照（該当項目に◆を付して掲載）

＊２．特定診療費：別に定める項目について（介護療養型医療施設を参照）所定単位数に10円を乗じて得た額を算定

（療養病床　診療所）

項　目	単位	備　考
定員超過の場合は所定単位数の70/100相当を算定		
診療所設備基準減算	▲60単位/日	廊下幅が設備基準を満たさない場合
食堂を有していない場合の減算	▲25単位/日	

＊特定診療費：同上

（介護医療院）

項　目	単位	備　考
定員超過利用・人員基準欠如の減算 ①定員超過，②人員基準欠如については70/100相当を算定 ③看護師の員数が看護職員配置基準の20％未満の場合については90/100相当を算定		

＊１．「療養環境減算」「夜間勤務体制に関する加減算（夜間勤務等看護については特定短期入所療養介護を除く）」「重度認知症疾患療養体制加算」「緊急時施設診療費」については，施設サービスにおけるＰ８の【加減算】（④介護医療院）を参照（該当項目に◆を付して掲載）

＊２．特別診療費：別に定める項目について（介護医療院を参照）所定単位数に10円を乗じて得た額を算定／「左記以外」の単位数を算定する場合，算定不可

2．施設サービス

①　介護老人保健施設（１日につき）

	基本型			在宅強化型			その他		
	従来型個室	多床室	ユニット型	従来型個室	多床室	ユニット型	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護１	698単位	771単位	777単位	739単位	818単位	822単位	684単位	756単位	761単位
要介護２	743単位	819単位	822単位	810単位	892単位	896単位	728単位	803単位	806単位
要介護３	804単位	880単位	884単位	872単位	954単位	958単位	788単位	862単位	866単位
要介護４	856単位	931単位	937単位	928単位	1,010単位	1,014単位	839単位	912単位	918単位
要介護５	907単位	984単位	988単位	983単位	1,065単位	1,069単位	889単位	964単位	968単位

②　介護療養型老人保健施設（１日につき）

	看護職員を配置			看護オンコール体制		
	従来型個室	多床室	ユニット型	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護１	723単位	800単位	885単位	723単位	800単位	885単位
要介護２	804単位	882単位	966単位	798単位	876単位	960単位
要介護３	917単位	996単位	1,079単位	891単位	969単位	1,053単位
要介護４	993単位	1,071単位	1,155単位	966単位	1,043単位	1,128単位
要介護５	1,067単位	1,145単位	1,229単位	1,040単位	1,118単位	1,202単位

【加減算】　※が付されている項目については，①の「その他」は算定不可

項　目		単位	備　考
夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は所定単位数の97/100相当を算定			
定員超過，または，医師，看護職員，介護職員，PT，OT，ST，介護支援専門員の員数不足の場合は所定単位数の70/100相当を算定			
ユニットケア体制が未整備の場合は，所定単位数の97/100相当を算定			
身体拘束廃止未実施減算		▲所定単位数の10/100	運営基準の未遵守
夜勤職員配置加算		24単位/日	看護・介護職員　20：１
短期集中リハビリテーション実施加算　※		240単位/日	入所日より３月以内に集中実施
認知症短期集中リハビリテーション実施加算　※		240単位/日	入所日より３月以内，週３日を限度
認知症ケア加算		76単位/日	ユニット型は算定不可
若年性認知症入所者受入加算		120単位/日	認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可
ターミナルケア加算	療養型老健以外	160単位/日	死亡日以前４日以上30日以下
		820単位/日	死亡日前日および前々日
		1,650単位/日	死亡日
	療養型老健	160単位/日	死亡日以前４日以上30日以下
		850単位/日	死亡日前日および前々日
		1,700単位/日	死亡日
療養体制維持特別加算（Ⅰ）　◆		27単位/日	介護療養型老健のみ算定可，（Ⅰ）及び（Ⅱ）のそれぞれに算定要件があり，双方の要件を満たす場合は，併算定が可能
療養体制維持特別加算（Ⅱ）　◆		57単位/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）　◆		34単位/日	①の基本型のみ算定可
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）　◆		46単位/日	①の在宅強化型のみ算定可
初期加算		30単位/日	初日から30日限度
再入所時栄養連携加算　※		400単位/回	１回限度，栄養マネジメント加算を算定していない場合は，算定不可
入所前後訪問指導加算　※ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）		 450単位 480単位	入所予定日前30日以内または入所後７日以内に入所者宅を訪問し退所を念頭においた計画策定，診療方針を決めた場合に以下に応じいずれかを１回限り算定 （Ⅰ）→退所を目的とした施設サービス計画の策定・診療方針を決定 （Ⅱ）→上記決定に当たり生活機能の具体的改善目標を定め退所後の支援計画を策定
退所時等支援等加算　※	①試行的退所時指導加算	400単位/回	最初に試行的退所を行った月から３月に限り１月１回を限度
	②退所時情報提供加算	500単位/回	１回限度
	③退所前連携加算	500単位/回	１回限度
訪問看護指示加算		300単位/回	退所時１回限度
栄養マネジメント加算		14単位/日	管理栄養士が継続的に入所者ごとに栄養管理
低栄養リスク改善加算　※		300単位/月	６月限度（原則）　栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可／経口移行加算又は経口維持加算と併算定不可
経口移行加算　※		28単位/日	180日限度（原則） 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可
経口維持加算　※ 経口維持加算（Ⅰ） 経口維持加算（Ⅱ）		 400単位/月 100単位/月	６月限度（原則） 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可／経口移行加算と併算定不可 （Ⅱ）は（Ⅰ）を算定していない場合は算定不可
口腔衛生管理体制加算　※		30単位/月	口腔ケアに係る指導等を月１回以上行った場合
口腔衛生管理加算　※		90単位/月	口腔ケアを月２回以上等行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は算定不可
療養食加算		6単位/回	１日３回限度，管理栄養士又は栄養士によって管理
在宅復帰支援機能加算		10単位/日	介護療養型老健のみ算定可
かかりつけ医連携薬剤調整加算　※		125単位/回	１回限度
緊急時施設療養費　◆：入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定 ①緊急時治療管理　511単位/日（同一入所者１月１回，連続３日限度・緊急的な治療管理としての投薬，検査，注射，処置等） ②特定治療　医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定（医学的リハビリ，処置，手術，麻酔，放射線治療）			
所定疾患施設療養費（Ⅰ）　※		235単位/日	１月に１回，連続７日を限度。（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定不可／緊急時施設療養費と併算定不可
所定疾患施設療養費（Ⅱ）　※		475単位/日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）　◆		3単位/日	認知症介護に係る専門研修修了者を配置
認知症専門ケア加算（Ⅱ）　◆		4単位/日	認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日	入所日から７日を限度
認知症情報提供加算		350単位/回	入所中１回を限度

地域連携診療計画情報提供加算　※	300単位/回	入所者１人につき１回を限度
褥瘡マネジメント加算　※	10単位/回	３月１回限度，①の基本型又は在宅強化型のみ算定可
排せつ支援加算　※	100単位/月	６月限度
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　◆	18単位/日	介護福祉士60％以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ　◆	12単位/日	介護福祉士50％以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）◆	6単位/日	看護・介護職員のうち常勤職員が75％以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）◆	6単位/日	勤続年数３年以上の者30％以上配置
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）◆	所定単位数の39/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）◆	所定単位数の29/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）◆	所定単位数の16/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）◆	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の90/100	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）◆	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の80/100	

＊１．外泊時は，１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき362単位を算定（外泊の初日及び最終日は算定不可）
＊２．入所者に対して居宅における外泊を認め，施設が在宅サービスを提供した場合，１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき800単位を算定
◆が付されている項目は，居宅サービスにおける⑤短期入所療養介護での参照対象

【特別療養費（介護療養型老人保健施設のみ）】下記に定める項目の，所定単位数に10円を乗じて得た額を算定
※後述の特定診療費・特別診療費項目の１，２，５～７及び16は共通　以下，特別療養費にのみ係る項目

項　目	単位	備　考
初期入所診療管理（短期入所サービスをのぞく）	250単位	入所中１回，診療方針の重要な変更あれば２回
重度療養管理	120単位/日	要介護４，５に限る
医学情報提供	250単位	退所時に病院または診療所へ紹介
リハビリテーション指導管理（短期入所サービスをのぞく）	10単位/日	専従常勤の PT または OT または ST を１名以上配置
言語聴覚療法	180単位/回	１日３回限度 ４月超以降は月11回目以上70/100相当を算定
リハビリテーション体制強化加算	35単位/回	専従常勤 ST２名以上配置
摂食機能療法	185単位/日	１月４回限度
認知症老人入所精神療法	330単位/週	

③　介護療養型医療施設（１日につき）

※一部人員基準および療養型経過型介護療養施設，老人性認知症疾患療養病床を有する病院に係る単位数省略

病院	（看護６：１/介護４：１）						ユニット型		
	従来型個室			多床室					
	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ
要介護１	641単位	669単位	659単位	745単位	778単位	766単位	767単位	795単位	785単位
要介護２	744単位	777単位	765単位	848単位	886単位	873単位	870単位	903単位	891単位
要介護３	967単位	1,010単位	995単位	1,071単位	1,119単位	1,102単位	1,093単位	1,136単位	1,121単位
要介護４	1,062単位	1,109単位	1,092単位	1,166単位	1,218単位	1,199単位	1,188単位	1,235単位	1,218単位
要介護５	1,147単位	1,198単位	1,180単位	1,251単位	1,307単位	1,287単位	1,273単位	1,324単位	1,306単位

診療所	（看護６：１/介護６：１）						ユニット型		
	従来型個室			多床室					
	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ	右記以外	機能強化Ａ	機能強化Ｂ
要介護１	623単位	650単位	641単位	727単位	759単位	748単位	748単位	775単位	766単位
要介護２	672単位	702単位	691単位	775単位	810単位	798単位	797単位	827単位	816単位
要介護３	720単位	752単位	741単位	825単位	861単位	848単位	845単位	877単位	866単位
要介護４	768単位	802単位	790単位	872単位	911単位	897単位	893単位	927単位	915単位
要介護５	817単位	853単位	840単位	921単位	962単位	948単位	942単位	978単位	965単位

④　介護医療院（１日につき）

Ⅰ型（療養機能強化型相当）

	従来型個室				多床室				ユニット型		
	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	左記以外	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	左記以外	（Ⅰ）	（Ⅱ）	左記以外
要介護１	694単位	684単位	668単位	635単位	803単位	791単位	775単位	736単位	820単位	810単位	770単位
要介護２	802単位	790単位	774単位	735単位	911単位	898単位	882単位	838単位	928単位	916単位	870単位
要介護３	1,035単位	1,020単位	1,004単位	954単位	1,144単位	1,127単位	1,111単位	1,055単位	1,161単位	1,146単位	1,089単位
要介護４	1,134単位	1,117単位	1,101単位	1,046単位	1,243単位	1,224単位	1,208単位	1,148単位	1,260単位	1,243単位	1,181単位
要介護５	1,223単位	1,205単位	1,189単位	1,130単位	1,332単位	1,312単位	1,296単位	1,231単位	1,349単位	1,331単位	1,264単位

Ⅱ型（転換老健相当）

	従来型個室				多床室				ユニット型	
	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	左記以外	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	左記以外		左記以外
要介護１	649単位	633単位	622単位	590単位	758単位	742単位	731単位	694単位	819単位	778単位
要介護２	743単位	727単位	716単位	680単位	852単位	836単位	825単位	784単位	919単位	873単位
要介護３	947単位	931単位	920単位	874単位	1,056単位	1,040単位	1,029単位	978単位	1,135単位	1,078単位
要介護４	1,034単位	1,018単位	1,007単位	957単位	1,143単位	1,127単位	1,116単位	1,060単位	1,227単位	1,166単位
要介護５	1,112単位	1,096単位	1,085単位	1,031単位	1,221単位	1,205単位	1,194単位	1,134単位	1,310単位	1,244単位

【加減算】
（共通）（④介護医療院では「退院」は「退所」,「入院」は「入所」と読み替える）

項　目		単位	備　考
（③のみ）喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15％以上等の一定の要件に関する基準を満たさない場合は，所定単位数の95/100相当を算定			
ユニットケア体制が未整備の場合は，所定単位数の97/100相当を算定			
身体拘束廃止未実施減算		▲所定単位数の10/100	運営基準の未遵守
若年性認知症患者受入加算		120単位/日	認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可
初期加算		30単位/日	初日から30日限度
退院時指導等加算　※	①退院前訪問指導加算	460単位/回	入院中１回または２回限度
	②退院後訪問指導加算	460単位/回	退院後１回限度
	③退院時指導加算	400単位/回	退院時１回限度
	④退院時情報提供加算	500単位/回	１回限度
	⑤退院前連携加算	500単位/回	１回限度
訪問看護指示加算		300単位/回	退院時１回限度
栄養マネジメント加算		14単位/日	管理栄養士が継続的に入院患者ごとに栄養管理
低栄養リスク改善加算　※		300単位/月	６月限度（原則）　栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可／経口移行加算又は経口維持加算と併算定不可
経口移行加算　※		28単位/日	180日限度（原則） 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可
経口維持加算　※ 経口維持加算（Ⅰ） 経口維持加算（Ⅱ）		 400単位/月 100単位/月	６月限度（原則） 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可／経口移行加算と併算定不可 （Ⅱ）は（Ⅰ）を算定していない場合は算定不可
口腔衛生管理体制加算　※		30単位/月	口腔ケアに係る指導等を月１回以上行った場合
口腔衛生管理加算　※		90単位/月	口腔ケアを月２回以上等行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は算定不可
療養食加算		6単位/回	１日３回限度，管理栄養士又は栄養士によって管理
在宅復帰支援機能加算　※		10単位/日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）◆		3単位/日	認知症介護に係る専門研修修了者を配置
認知症専門ケア加算（Ⅱ）◆		4単位/日	認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日	入院日から７日を限度
排せつ支援加算　※		100単位/月	６月限度
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　◆		18単位/日	介護福祉士60％以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ　◆		12単位/日	介護福祉士50％以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）◆		6単位/日	看護・介護職員のうち常勤職員が75％以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）◆		6単位/日	勤続年数３年以上の者30％以上配置
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）◆		所定単位数の26/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）◆		所定単位数の19/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）◆		所定単位数の10/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）◆		介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の90/100	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）◆		介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の80/100	

＊１．外泊時は，１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき362単位を算定（外泊の初日及び最終日は算定不可）
＊２．他の医療機関において専門的な診療が必要になった場合，１月に４日を限度として所定単位数に代えて１日につき362単位を算定
※（③）喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15％以上等の一定の要件に関する基準を満たさず所定単位数の95/100を算定する場合及び（④）表中「左記以外」の単位数を算定する場合，算定不可
◆が付されている項目は，居宅サービスにおける⑤短期入所療養介護での参照対象

（③介護療養型医療施設・病院）

項　目		単位	備　考
定員超過利用・人員基準欠如の減算 ①定員超過，②看護・介護の人員基準欠如，③介護支援専門員の人員基準欠如については70/100相当を算定 ④看護師の員数が看護職員配置基準の20％未満の場合については90/100相当を算定 ⑤医師の員数が医師配置基準の60％未満の場合については▲12単位または90/100相当を算定			
病院療養病床療養環境減算　◆		▲25単位/日	廊下幅が設備基準を満たさない場合
医師の配置に関する減算　◆		▲12単位/日	医療法施行規則第49条の規定が適用の場合
夜間勤務体制に関する加減算 ◆	①夜間勤務等看護（Ⅰ） ②夜間勤務等看護（Ⅱ） ③夜間勤務等看護（Ⅲ） ④夜間勤務等看護（Ⅳ） ⑤基準に満たない場合	23単位/日 14単位/日 14単位/日 7単位/日 ▲25単位/日	看護職員15：１以上，かつ，２名以上，72時間以下 看護職員20：１以上，かつ，２名以上，72時間以下 看護・介護職員15：１以上（看護職員１名以上），かつ，２名以上，72時間以下 看護・介護職員20：１以上（看護職員１名以上），かつ，２名以上，72時間以下
（ユニット型）療養型経過型介護療養施設において，試行的な退院をさせ居宅サービスを提供する場合は，１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき800単位を算定（試行的な退院の初日及び最終日の算定並びに外泊時の362単位／日と併算定不可）			

◆が付されている項目は，居宅サービスにおける⑤短期入所療養介護での参照対象

（③介護療養型医療施設・診療所）

項　目	単位	備　考
定員超過の場合は所定単位数の70/100相当を算定		
診療所療養病床設備基準減算	▲60単位/日	廊下幅が設備基準を満たさない場合

（④介護医療院）

項　目		単位	備　考
定員超過利用・人員基準欠如の減算 ①定員超過，②人員基準欠如については70/100相当を算定 ③看護師の員数が看護職員配置基準の20％未満の場合については90/100相当を算定			
療養環境減算（Ⅰ）◆		▲25単位/日	廊下幅が設備基準を満たさない場合
療養環境減算（Ⅱ）◆		▲25単位/日	療養室の床面積が施設基準を満たさない場合
夜間勤務体制に関する加減算 ◆	①夜間勤務等看護（Ⅰ）	23単位/日	看護職員15：１以上，かつ，２名以上
	②夜間勤務等看護（Ⅱ）	14単位/日	看護職員20：１以上，かつ，２名以上
	③夜間勤務等看護（Ⅲ）	14単位/日	看護・介護職員15：１以上（看護職員１名以上），かつ，２名以上
	④夜間勤務等看護（Ⅳ）	7単位/日	看護・介護職員20：１以上，かつ，２名以上
	⑤基準に満たない場合	▲25単位/日	
試行的な退所をさせ居宅サービスを提供する場合は，１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき800単位を算定（試行的な退所の初日及び最終日の算定並びに外泊時の362単位／日と併算定不可）			
再入所時栄養連携加算		400単位/回	１回限度，栄養マネジメント加算を算定していない場合算定不可／（④）表中「左記以外」の単位数を算定する場合算定不可
緊急時施設診療費　◆：入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定 ①緊急時治療管理　511単位/日（同一入所者１月１回，連続３日限度・緊急的な治療管理としての投薬，検査，注射，処置等） ②特定治療　医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定（医学的リハビリ，処置，手術，麻酔，放射線治療）			
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）◆		140単位/日 40単位/日	要介護１又は要介護２ 要介護３～要介護５
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）◆		200単位/日 100単位/日	要介護１又は要介護２ 要介護３～要介護５
移行定着支援加算		93単位/日	転換した介護医療院であること，届出より１年限度，（④）表中「左記以外」の単位数を算定する場合算定不可

◆が付されている項目は，居宅サービスにおける⑤短期入所療養介護での参照対象

【③特定診療費（病院・診療所）・④特別診療費】下記に定める項目の，所定単位数に10円を乗じて得た額を算定
（④特別診療費では「入院」は「入所」と読み替える）

	項　目	単位	備　考
1	感染対策指導管理	6単位/日	
2	褥瘡対策指導管理	6単位/日	
3	初期入院診療管理	250単位	入院中１回，診療方針の重要な変更あれば２回
4	重度療養管理（短期入所サービスのみ）	123単位/日	
5	特定施設管理	250単位/日	個室300単位/日加算　２人部屋150単位/日加算
6	重症皮膚潰瘍管理指導	18単位/日	
7	薬剤管理指導	350単位/回	週１回月４回限度
	麻薬管理指導加算	50単位/回	疼痛緩和のための麻薬等使用に関する管理指導
8	医学情報提供（Ⅰ）	220単位	（③）病院－病院，診療所－診療所／（④）小規模併設－診療所，小規模併設以外－病院
	医学情報提供（Ⅱ）	290単位	（③）診療所－病院，病院－診療所 ／（④）小規模併設－病院，小規模併設以外－診療所
9	理学療法（Ⅰ）	123単位/回	１日３回（10，11と合わせて１日４回）限度 ４月超以降は月11回目以上70/100相当を算定
	理学療法（Ⅱ）	73単位/回	
	リハビリテーション計画加算（短期入所サービスのみ）	480単位/回	（Ⅰ）のみ。初めて利用した月に限り１回限度
	日常動作訓練指導加算（短期入所サービスのみ）	300単位/回	月２回以上実施した場合，１月１回限度
	リハビリテーション体制強化加算	35単位/回	専従常勤 PT２名以上配置
10	作業療法	123単位/回	１日３回（９，11と合わせて１日４回）限度 ４月超以降は月11回目以上70/100相当を算定
	リハビリテーション計画加算（短期入所サービスのみ）	480単位/回	初めて利用した月のみ１回限度
	日常動作訓練指導加算（短期入所サービスのみ）	300単位/回	月２回以上実施した場合，１月１回限度
	リハビリテーション体制強化加算	35単位/回	専従常勤 OT２名以上配置
11	言語聴覚療法	203単位/回	１日３回（９，10と合わせて１日４回）限度 ４月超以降は月11回目以上70/100相当を算定
	リハビリテーション体制強化加算	35単位/回	専従常勤 ST２名以上配置
12	集団コミュニケーション療法	50単位/回	１日３回限度
13	摂食機能療法	208単位/日	１月４回限度
14	短期集中リハビリテーション	240単位/日	３月以内，理学療法，作業療法，言語聴覚療法，摂食機能療法を算定する場合は算定不可
15	認知症短期集中リハビリテーション	240単位/日	３月以内，週３日限度
16	精神科作業療法	220単位/日	
17	認知症老人入院精神療法（特別診療費では認知症入所精神療法）	330単位/週	

※短期入所療養介護においては，３，14，15は算定不可
※特定診療費・特別診療費については，（③）喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15％以上等の一定の要件に関する基準を満たさず所定単位数の95/100を算定する場合及び（④）表中「左記以外」の単位数を算定する場合，算定不可

本資料は，平成30年1月26日，社会保障審議会介護給付費分科会において諮問・答申された内容を基礎に作成しており，追って厚生労働省より発出される政省令，告示，通知等の内容は加味されていないことをご容赦ください。